

がつ にち 4月20日 (水) ぜん じ 午前10時 じ ごと 午後4時

しょう 障がい者への『きょうせいふ にんしゅじゅつ 強制不妊手術』

ひがいしゃでんわそうだん 被害者電話相談

きゅうゆうせいほごほう きょうせいふにんしゅじゅつ う ひがい かん そしょう ほんねん がつ
旧優生保護法によって強制不妊手術を受けさせられた被害に関する訴訟で、本年2月
にち おおさかこうとうさいばんしょ がつ にち どうきょうこうとう どうほう きてい けんぽう
22日には大阪高等裁判所、3月11日には東京高等裁判所にて、同法の規定は憲法に
はん くに そんがいはいしょう めい はんけつ
反するとして、国に損害賠償を命じる判決がありました。

また、へいせい ねん がつ ひがいしゃ たい いちじ きんしきゅう ほうりつ せいりつ
平成31年4月には、被害者に対する一時金支給の法律も成立しています。

きゅうゆうせいほごほう もと しょうわ ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち ゆうせいしゅじゅつ う かた いちじ
旧優生保護法の下で(昭和23年9月11日～平成8年9月25日)優生手術を受けた方は、一時
きん まんえん しきゅう かもうせい せいど りよう ばあい れいわ ねん
金として320万円が支給される可能性があります。この制度を利用する場合は、令和6年
がつ ひつよう
4月までにする必要があります。

すべての被害にあった方たちに救済の情報が届くよう電話相談を受け付けます。

ゆうせいほごほう なに いま さいばん お ひと たいしょう
優生保護法って何？ 今からでも裁判を起こせるの？ どんな人が対象になるの？ どう
やっしてしんせいしたらよいの？ しんだんしょ どう やっしてとったらよいの？ などなど、ごほんにん
かそく ゆうじん かた きがる そうだん
ご家族、ご友人の方など、どなたでもお気軽にご相談ください。

でんわ 電話によるご相談

ぜん じ ごと じ
午前10時～午後4時

(※通話料がかかります。)

☎ 06-6364-1811

ちょうかく しょう かた でんわ そうだん こんなん ばあい ふあっくす そうだん う
聴覚に障がいのある方などで電話での相談が困難な場合は、ファックスによるご相談もお受けします。

ばんごう
ファックス番号:06-6364-1252

かいとう にっすう よう ばあい
※ 回答までには日数を要する場合があります。

なまえ かいとうさき ばんごう めいき そうしん
※ お名前、回答先ファックス番号を明記して送信してください。

(できるだけおおさかべんごしかい けいさい ようそうだん りよう
できるだけ大阪弁護士会ホームページ掲載のファックス用相談フォームをご利用ください。)

